

障害児通所受給者証の誤送付に伴う個人情報の漏えいについて

麻生区役所地域みまもり支援センター高齢・障害課において、児童福祉法に基づく障害児通所支援に係るサービスの提供に必要な障害児通所受給者証（以下「受給者証」という。）に関して、令和8年3月18日に、A氏の受給者証を誤ってB氏に送付したことにより、個人情報の漏えいが発生しました。誤って送付されたB氏保護者からの指摘により判明したものであり、A氏及びB氏の保護者に謝罪するとともに、誤送付した受給者証を速やかに回収いたしました。

今後の再発防止策として、受給者証等の発送業務におけるダブルチェックをさらに徹底し、ダブルチェックを受けていない受給者証等は送付できない仕組みに事務処理を改善いたしました。

関係者の皆様に深くお詫び申し上げますとともに、市民の皆様の信頼を損ねる事案を起こしてしまったことを深くお詫び申し上げます。

1 障害児通所受給者証について

児童福祉法に基づく障害児通所支援に係る給付費の給付決定を受けた場合に発行される受給者証で、受給者証番号、受給者の氏名・生年月日、通所給付決定保護者の住所・氏名・生年月日、障害児通所給付費の給付決定内容、利用者負担に関する事項等が記載されており、障害児通所支援サービスの提供を受ける際に必要となるものです。

2 誤送付により漏えいした個人情報

A氏の氏名・生年月日、A氏保護者の住所・氏名・生年月日、受給者証番号

3 経過

3月18日（水） B氏担当の職員がB氏の受給者証を印刷したつもりであったが、実際には印刷されていなかった。同じ時間帯に他の職員がA氏の受給者証を印刷
B氏担当の職員がA氏の受給者証をB氏の受給者証と認識して封入封緘し、
B氏へ送付（同日、高齢・障害課において合計29名に受給者証を送付）

3月23日（月） A氏へ受給者証を送付

3月26日（木） B氏保護者から区役所へ連絡【誤送付が判明】

B氏宅を訪問。謝罪の上、A氏の受給者証を回収、B氏の受給者証を交付
同日、A氏宅を訪問。経過報告の上、謝罪

3月30日（月） 個人情報保護委員会へ報告

4 原因

B氏担当の職員がB氏の受給者証の印刷作業を行った際、同じ時間帯に他の職員が印刷したA氏の受給者証を、自らが印刷したB氏の受給者証と認識して封入封緘し、本来行うべき別の職員（2名）によるダブルチェックを経ずにB氏に送付したことが原因です。

5 再発防止策

- ・受給者証等の発送業務でのダブルチェックを徹底し、ダブルチェックを受けていない受給者証等は発送できない仕組みとしました。
- ・受給者証には重要な個人情報が記載されていることについて再度課内で意識を共有し、細心の注意を払い、これまで以上に受給者証の取扱いを慎重にすることを確認しました。
- ・課内全職員に対し個人情報の取り扱いに関する研修及び情報セキュリティに関する研修を改めて実施し、個人情報保護の意識の徹底と向上を図りました。

(問合せ先)

川崎市麻生区役所地域みまもり支援センター高齢・障害課 岩丸
電話番号 044-965-5197 (内線67650)